

令和6年第7回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年7月19日（金） 午前10時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|------------------------------|--------|
| 議案第18号 | 福岡市早良区選挙管理委員の異動について | ・・・P.1 |
| 議案第19号 | 福岡市早良区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について | ・・・P.2 |
| 議案第20号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.3 |
| 議案第21号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.5 |

2 そ の 他

- | | | |
|--|----------------|--------|
| | 今後の委員会開催予定について | ・・・P.7 |
|--|----------------|--------|

議案第18号

福岡市早良区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市早良区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和6年7月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

1 退職

| 氏名 | 退職年月日 |
|------|-----------|
| 濱田吉昭 | 令和6年6月30日 |

2 就任

| 氏名 | 就任年月日 |
|------|----------|
| 深町勝子 | 令和6年7月1日 |

(議案の根拠)

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第6条の規定による。

(委員の異動の手続)

第6条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第19号

福岡市早良区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

令和6年6月30日委員長職務代理者退職に伴い、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

令和6年7月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

1 委員長職務代理者氏名

2 指定年月日 令和6年7月19日

(議案の根拠)

・地方自治法

(委員長)

第187条 (略)

2 (略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

・福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない

議案第20号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年7月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 550 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 228 人 |
| | 市外転出者 | 322 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年7月19日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年6月1日から令和6年6月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年2月1日から令和6年2月29日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

| 区分 | 男 | 女 | 計 |
|----|-----|-----|-----|
| 死亡 | 120 | 108 | 228 |
| 転出 | 173 | 149 | 322 |
| 合計 | 293 | 257 | 550 |

議案第21号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年7月19日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和6年7月19日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

| 区分 | 前回 (R6.6.3現在) 登録者数 | 登録 | 抹消 | | 小計 | 現在 (R6.7.19)の 登録者数 |
|----|--------------------------|------|-----|------|-----|--------------------------|
| | | 新規申請 | 死亡等 | 住民登録 | | |
| 男 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 |
| 女 | 70 | 0 | 0 | 1 | ▲ 1 | 69 |
| 計 | 112 | 0 | 0 | 1 | ▲ 1 | 111 |

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

| 開催回 | 会議の別 | 月 日 | 開始時刻 | 場 所 |
|------|------|-----------|-------|---------------|
| 第8回 | 定例 | 8月20日(火) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第9回 | 定例 | 9月2日(月) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第10回 | 定例 | 9月20日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第11回 | 定例 | 10月18日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第12回 | 定例 | 11月20日(水) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第13回 | 定例 | 12月2日(月) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |